



Q&A

よくあるご質問



Q 対象店舗はどこで確認できますか。

A 対象店舗にはキャンペーンポスターを掲示しています。また、精華町のホームページ上に順次掲載されます。

Q 対象店舗でも決済できないものもありますか。

A 事務局としては設定しておりませんので、各店舗様にご確認ください。

Q 決済サービスの併用、決済サービスの現金との併用はできますか。

A 店舗様によりますので、ご自身でご確認をお願い致します。

Q 決済サービスのアプリを登録・利用する場合、手数料はかかりますか。

A 登録は無料です。ただし、アプリをご利用の際に通信量に応じたパケット通信料がかかります。

Q アプリをダウンロードしたが、設定方法がわかりません。

A キャンペーンサイトに掲載している、両面チラシの表「ご利用者様向け決済サービス等お問い合わせ窓口」へご連絡ください。

Q ポイント還元の上限は1世帯ごとに決まっていますか。または個人ごとでしょうか。

A 1アカウントごとの付与上限になります。

Q ポイントが付与されたかどうかどのように確認できますか。

A 決済された各ペイ事業者のサイトでご確認ください。

Q 決済した品物(サービス)を取り消した場合はどうなりますか。

A ポイントは付与されません。また、一旦付与された場合でも、付与された相当額が請求されます。

Q スマートフォンがなければ利用できませんか。

A SMS認証コードを受信できる端末(スマートフォンのご契約)が必要です。ご利用できる端末の機種などは各決済会社にご確認ください。

Q 精華町に住んでいなくても利用できますか。

A ご利用いただけます。

注意事項

【ポイントの還元対象外となる項目】

■行政機関等への支払い ■所得税、住民税、固定資産税、自動車税等の公租公課 ■日常生活における継続的な支払い(電気・ガス・水道・電話料金等) ■社会保険料(医療保険、年金保険、介護保険、雇用保険、労災保険等) ■宝くじ(ジャンボ宝くじ、toto、BIG等) ■NHK放送受信料 ■不動産賃料 ■その他(自治体指定のゴミ袋、公営競技(競馬、競輪、競艇、オートレース等)) ※ただし、行政機関が運営する運送サービスの料金や博物館・美術館の入館料等、行政機関が運営する現業の対価は対象 ■駐車場の月極・定期利用料 ※ただし、コインパーキング等の一時利用に係る料金は対象 ■保険料(生命保険、火災保険、自動車保険等) ■換金性の高いもの(有価証券、商品券、ビール券、図書券、官製はがき、印紙、プリペイドカード等) ■電子マネーへのチャージ等 ■授業料、入学検定料、入学金等 ■たばこ事業法第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入 ■金融商品(預貯金・振込、株式、投資信託、社債、公債等) ■既存の債務の弁済 ■無償譲渡、寄付、献金、寄進及びこれに準ずるもの ■公序良俗に反するもの ■社会通念上不相当とされるもの ■事務局が「対象外」と指定するもの